

○旧加悦鉄道加悦駅舎条例

平成18年3月1日

条例第179号

改正 平成18年6月23日条例第254号

(設置)

第1条 旧加悦鉄道等に関する鉄道資料を収集保存し、それを活用することにより、地域文化の向上を図るとともに、観光振興を目的として、旧加悦鉄道加悦駅舎を設置する。

(名称及び位置)

第2条 旧加悦鉄道加悦駅舎の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 旧加悦鉄道加悦駅舎
- (2) 位置 与謝野町字加悦433番地

(事業)

第3条 旧加悦鉄道加悦駅舎（以下「駅舎」という。）は、第1条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 旧加悦鉄道関係資料の収集、保管及び展示
- (2) 与謝野町の観光情報発信
- (3) 町民文化の向上と情報発信
- (4) その他町長が必要と認める事業

(利用の許可)

第4条 駅舎の展示室を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第5条 前項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 使用料は、利用の許可を受けた際に納めなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、利用後に納めることができる。

(利用の制限)

第6条 町長は、展示室を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、展示品、備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。

- (3) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (4) その他町長が利用を不適當と認めるとき。

(許可の取消し等)

第7条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、展示室の利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用許可の申請事項に虚偽の記載があったとき。
- (4) 前条に規定する事由が生じたとき。

(使用料の減免)

第8条 町長が特に必要があると認めたものについては、第5条第1項に規定する使用料の全部又は一部を免除することができる。

(原状回復の義務等)

第9条 駅舎の建物、資料、設備、その他の器具等を損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はこれら要する費用を負担しなくてはならない。

(指定管理者による管理)

第10条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に駅舎の管理に関する業務のうち次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 駅舎の施設、附属設備の維持管理及び利用に関する業務
- (2) 第3条に規定する業務
- (3) その他町長が必要と認める業務

2 前項の規定により町長が指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合におけるこの条例の適用については、第3条から第8条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第11条 町長は、法第244条の2第8項の規定により、適當と認めるときは、指定管理者に駅舎の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、第5条、第8条及び別表の備考中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ町長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも同様とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の加悦町旧加悦鉄道加悦駅舎の設置及び管理に関する条例（平成14年加悦町条例第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月23日条例第254号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の旧加悦鉄道加悦駅舎条例の規定に基づき行われた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第5条関係）

施設名	利用区分		
	午前 (9:00～13:00)	午後 (13:00～17:00)	全日 (9:00～17:00)
展示室3	500円	500円	1,000円

備考 冷暖房の使用料は、全日1000円、半日500円を加算する。

○旧加悦鉄道加悦駅舎条例施行規則

平成18年3月1日

規則第97号

改正 平成18年7月31日規則第148号

平成22年6月1日規則第13号

令和5年2月28日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、旧加悦鉄道加悦駅舎条例（平成18年与謝野町条例第179号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館日及び開館時間)

第2条 旧加悦鉄道加悦駅舎（以下「駅舎」という。）の開館日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とする。ただし、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。

2 駅舎の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 町長（条例第10条第1項の規定に基づき、指定管理者に駅舎の管理を行わせる場合は、指定管理者とする。次条において同じ。）は、特に必要があると認めるときは、前2項の開館日及び開館時間を変更することができる。

(展示室の利用許可)

第3条 条例第4条の規定により展示室の利用許可を受けようとする者は、旧加悦鉄道加悦駅舎利用許可申請書（別記様式）を提出し、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成18年7月31日規則第148号）

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附 則（平成22年6月1日規則第13号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（令和5年2月28日規則第7号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式(第3条関係)

旧加悦鉄道加悦駅舎利用許可申請書

次のとおり旧加悦鉄道加悦駅舎の利用を許可されるよう申請します。
なお、利用に当たっては旧加悦鉄道加悦駅舎条例及び同条例施行規則を守り管理者の指示に従います。

年 月 日

住 所
氏 名

様

利 用 す る 室 名											
利 用 期 間 ・ 時 間		自	至	年	月	日	自	至	時	分	分
利 用 の 目 的											
利 用 附 属 物 品 名											
利用責任者 住所氏名										人	員
※ 決定	可	管理者	係	否	管理者	係	※ 使用料額				

----- キ リ ト リ セ ン -----

旧加悦鉄道加悦駅舎利用許可書											
利 用 す る 室 名											
利 用 期 間 ・ 時 間		自	至	年	月	日	自	至	時	分	分
利 用 の 目 的											
利 用 附 属 物 品 名											
利用責任者 住所氏名											
利 用 の 条 件											

上記のとおり許可する。

年 月 日

様



別記様式（第3条関係）